

薬の管理マニュアル

I. 教育・保育施設での与薬について

1. 基本的な考え

教育・保育施設への登園する子どもたちは、集団生活に支障がない健康状態にあり通常業務として園では薬を扱うことはない。

しかし、当施設は医療的ケアの必要な利用者を積極的に受け入れる方針を示している為、医師の指示により必要な薬に関しては、保護者と職員が十分に情報提供し、慎重に取り扱うものとする。

(1) 与薬に関して、保護者に事前に周知しておくこと

- ① 教育・保育施設は、複数のお子さんが集団生活をする場である。その中で複数のお子さんに与薬をすることは、誤薬などの事故につながる恐れもあり、とても神経を使う責任の重い業務であることを理解してもらい、原則行わないこと。
- ② お子さんが、病気やけが等のため医療機関で診察を受ける時は、現在、園に通園していること、原則として園では与薬ができないことを保護者から医師に伝えてもらうこと。

(2) 与薬に関する段階について

- ① 保護者が園に来て与薬できない場合は、保護者が医師と与薬方法や薬の種類について相談する。また、1日の回数についても、園で与薬しなくてもよいように、1日2回（朝・夕）にできないか相談する。
- ② 園で与薬しなくてもいいように調節できない場合は、保護者に代わって園で与薬をする。⇒与薬依頼書をもって保護者に代わり、園が対応する。

● 下記の場合は、園での与薬ができないことを保護者に説明してください。

* 「咳が出たら・・・」「熱が出たら・・・」というように 症状を判断して与えなければならない場合。

* 保護者の個人的な判断で持参した薬（市販のもの）

2. 園での投薬が必要な場合

(1) 与薬条件

- ① 医師から処方された薬に限る。
- ② 保護者に医師名、薬の種類、内服方法を具体的に記載した与薬依頼書を提出してもらう。

(2) 薬の種類と条件

薬の種類	条件	手順
<ul style="list-style-type: none"> ・一方化された内服薬 シロップ・水薬等を含む ・皮膚への湿布の貼付 	<p>医師から処方された薬であること</p>	<p>様式1 与薬依頼書に従って与薬する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・皮膚への軟膏塗布 ・点眼薬の点眼 ・鼻腔粘膜への薬剤噴霧 	<ul style="list-style-type: none"> ① 医師から処方された薬であること。 ② 家庭でケアしているにも関わらず、通常保育に支障が出るくらいの重度の症状の場合 ③ 使用は一時的に限る。 ④ ※強い痒みの為に機嫌が悪く、他の子どもたちと同じような行動が出来なくなる。 ※アトピー皮膚炎の症状のひどい場合 花粉症の症状がひどい児 オムツかぶれの症状がひどい児 	<p>様式1 与薬依頼書に従って与薬する。</p>
<p>肛門からの座薬挿入 ※解熱剤の座薬は何の発熱わからないうちに使用するには危険なので預からないようにする。</p>	<p>痙攣発作が起きると救急の応急処置が不可欠な場合に限り、医師の指示書をもって取り扱い可。 ※染色体異常などにより脳に何らかの障害がある痙攣をおこすと呼吸状態の悪化など全身状態へのリスクが大きい児等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医師に「医師の指示書」を作成してもらい、保護者が園に提出する。 ※有料の場合には保護者様負担になります。 2. 保護者に、与薬依頼表書を提出してもらう。

		<p>3. 必ず、保護者に座薬挿入の同意がとれ、座薬挿入後は速やかにお迎えに来てもらうようにする。</p> <p>※医師の指示に従い、救急車にて病院に搬送する場合があります。</p>
--	--	---

※医師の指示書が必要な薬剤

- 頓服薬
- 重症な症状において使用する薬剤（ダイアップ等）
- 厳密な量の調整が必要な薬剤（小児の浣腸）
- 臓器に重篤な症状がある場合（大腸の疾患において、浣腸が必要な場合）

(3) 園で与薬するときに保護者に依頼すること

① 内服薬・外用薬（軟膏・点眼薬）について

- (ア) 保護者に与薬について、理解と協力を求める。
- (イ) 薬の持参にあたっては、「与薬依頼書」を毎回必ず添付してもらう。
- (ウ) 「薬剤情報提供書」がある場合には、添付してもらう。
- (エ) 園で使用する薬は、1回分ずつに分けて当日分のみを用意してもらう。
- (オ) シロップ剤や水剤は、清潔な小さな容器に1回分を入れ、用意してもらう*袋や容器にお子さんの氏名を必ず記入してもらう。
- (カ) 下記の場合は、与薬依頼書の更新を保護者に依頼する。
 - ※薬の内容、処方期間等、指示の変更があった時
 - ※薬の使用していた薬が終了し、受診等で同じ薬が継続して処方された時

② 定期薬・頓服薬について

- (ア) 薬の与薬に関しては、「与薬依頼書 定期薬・頓服薬」に記載してもらう。
- (イ) 薬剤情報提供書がある場合にはそれも添付してもらう。
- (ウ) 園で使用する薬は、1回分ずつに分けて当日分のみを用意してもらう。
- (エ) シロップ剤や水剤は、清潔な小さな容器に1回分を入れ、用意してもらう*袋や容器にお子さんの氏名を必ず記入してもらう。
- (オ) 下記の場合は、与薬依頼書の更新を保護者に依頼する。
 - ※薬の内容、処方期間等、指示の変更があった時

※薬の使用していた薬が終了し、受診等で同じ薬が継続して処方された時

※1年ごとに更新をおこなう。

③ 坐薬について

保護者から、園での坐薬挿入について相談があった場合、以下のように対応する。

(ア)与薬依頼書（坐薬用）に記入をしてもらう。

(イ)医師の指示書に関する指示書の提出を求める。

(ウ)指示書を基に、事前に、保護者と園で坐薬挿入時の対応を確認しておく。

(エ)保管する坐薬の使用期限の管理は、保護者の責任でお願いします。

(オ)薬袋などにお子さんの氏名を必ず記入してもらう。

(カ)薬の種類・指示の変更があった時は、指示書の再提出を求める。

II. 与薬時の注意点

(1) 与薬依頼書・持参した薬の確認について

- ① 毎回、薬を受け取る時は、与薬依頼書(あれば、薬剤情報提供書)と照らし合わせ、氏名、薬剤名、与薬時間等と、薬をよく確認する。
- ② 受け取った職員はホワイトボードに確認サインをおこなう。
- ③ 関係する職員も、与薬依頼書を確認し、どの児童がどのような薬を内服、または、使用しているか、十分把握する。
- ④ 与薬が終わったら与薬依頼書は、園で保管をおこなう。

(2) 薬の保管について

- ① 薬の保管方法に基づいて、適切に保管する。
- ② 安全管理のために、子どもの手の届かない所に保管する。
- ③ 保管時、他の児童の薬と混同しないように注意する。
- ④ 保管場所は、全職員で把握しておく。

(3) 与薬前後の注意事項

- ① 与薬する直前に、与薬依頼書(あれば薬剤情報提供書)と薬を照らし合わせ、確認する。
- ② 不明確な指示がある場合は、必ず、保護者に確認する。
- ③ 与薬時は、子どもの名前を呼び、職員間で声をかけあって、対象児・時間などを間違えないように注意する。
- ④ 与薬後は、与薬をした者が、ホワイトボードにサインを記載する。

- ⑤ 与薬後の、子どもの状態の変化をよく観察し、体調が悪くなった場合は、すぐに、保護者に連絡をする。

(4) 与薬過誤時の対応

- ① 内服途中の場合は、すぐに内服を中止する。
- ② 薬の成分を、処方した医師あるいは調剤した薬局に確認する。
- ③ 誤飲した子どもの状態を観察する。
- ④ 誤飲した子どもの保護者に連絡をとり、謝罪し、状況を説明する。
- ⑤ 本来、投与すべき子どもの保護者にも状況を説明し、謝罪する。
- ⑥ 降所後、子どもの様子を電話などで把握する。
- ⑦ 翌日、保護者に家庭での様子を聞くなどして丁寧に対応する。
- ⑧ 同じ過誤を繰り返さないように、事故報告書に記載し、今後の対応について話し合う。

III. 薬剤の基礎知識

(1) 薬品の作用過程

口から入った医薬品は、一般的に胃(小腸の場合もあります)で溶け、小腸で吸収されます。吸収された成分は、肝臓で一部分解(代謝)され、残りの成分が血液に入り、その流れにそって患部まで届き作用します。

血液の中に含まれている医薬品の濃度のことを血中濃度といい、薬効(医薬品の効果の現れ方)は、血中濃度に影響されます。そのため、血中濃度が適正な範囲内に保たれるよう、用法や用量が決められています。血中濃度が高すぎると危険であり、低すぎると薬効が得られないので、処方された用法や用量を守る必要があります。

(2) 薬の飲み方・使い方

① 服薬のタイミング

食前	食事の1時間から30分前に飲む薬
食後	食事の後30分以内に飲む薬
食間	食事の2時間後が目安。 食事と食事の間。食事中に服薬することではない。

② 副作用とは

副作用とは、例えば※アナフィラキシーや肝機能障害のような、薬の望ましくない作用のことです。

(※アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの

消化器症状、喘鳴・息苦しさなどの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態で、ショック状態になることもある)

薬を使用したからといって必ず起こるわけではありませんが、次のような人は特に注意が必要です。

- ・ アレルギーがある人
- ・ 過去にひどい副作用を経験したことがある人
- ・ 医師の治療を受けている人
- ・ 肝臓・腎臓など、薬の成分を代謝・排泄する臓器に疾患のある人
- ・ 他にも薬を飲んでいる人 など

③ 薬の使い方

(ア) 一包化された内服薬の内服

- ・ 粉のまま飲める場合は、そのまま飲ませます。
- ・ 粉のままでは飲ませるのが大変な場合は、以下の2つの方法があります。

※1回分の薬を少量(一口で飲める量)の水またはぬるま湯で溶かし、はしなどでよくかきまぜます。それを、スプーンやスポイドなどにとり、少量ずつ飲ませます。その後、湯冷ましなどを飲ませます。

※コップ1杯の水で飲むのが目安。

少量の水では、薬がのどや食道に張り付いて炎症や潰瘍を起こすことがあります。

(イ) シロップ剤・水剤

- ・ 容器の底に沈殿物が残らないように、軽く振って、別の容器に取り、飲ませます。

※水薬は変質しやすいので、保管方法に注意してください。

(ウ) 皮膚への軟膏の塗布

- ・ 皮膚に、直接、薬を塗ることで、炎症(化膿・湿疹・痛みなど)を抑える薬です。
- ・ 塗り薬には、軟膏・クリーム・ローションなどがあります。
- ・ 主成分となる薬剤が同じでも、剤形が変わると吸収や効果に差がみられることがあります。

- ① 手をよく洗います。患部を清潔にします。
- ② 軟膏を塗ります。

【軟膏の塗り方】

単純法；指の腹などで、皮膚外用薬剤を少量とり、薄く延ばして塗る方法

※クリームは、軟膏の単純法に準じ、患部に刺激を与えないように薄くのばします。

ローションは、よく振ってから使用します。

(エ) 皮膚への湿布の貼付

湿布には、貼ると冷たく感じる冷湿布と、温かく感じる温湿布があります。どちらも、炎症を和らげ、痛みを抑える働きがあります。

(オ) 点眼薬の点眼

- ① 手を洗って、薬をよく振ってからキャップをはずす。
- ② 上を向いてもらい、人差し指で下まぶたをひき、薬を1～2滴落とす。
(このとき、細菌が点眼薬の中に入らないよう、容器の先端を、目の周囲やまつげに直接触れないように注意する。)
- ③ 点眼後は、1～2分間、目を閉じたままでもらう。
- ④ 目頭(鼻のつけ根と目の間)を軽く押さえると、薬が鼻に抜けるのを防ぐことができる。
- ⑤ あふれた点眼薬は、清潔なティッシュペーパーやガーゼで拭き取る。
※2種類以上の目薬を使用するときは5分間くらい間をおいて点眼しましょう。

(カ) 肛門からの座薬挿入

- ① 使用する前に手を洗い、肛門周囲を清潔にする。
- ② 包装から薬を取り出し、手袋などを使用し坐薬の底をつかみ、とがったほうから肛門内に挿入する。
- ③ 挿入して、約10秒ほど押さえ。
- ④ 手を離れた時に、坐薬が出てしまった場合は、溶けていなければもう一度入れ直す。
※坐薬挿入の刺激で便意をもよおし、坐薬が出てしまうことがある。できるだけ排便後の挿入が望ましい。

(キ) 鼻腔粘膜への薬剤噴霧

鼻孔に、滴下するタイプと、噴霧するタイプがある。薬が鼻の粘膜を刺激するので、くしゃみが出ることもある。

- ① 鼻をかみ、鼻孔の通気をよくする。
- ② 手を洗う。
- ③ 頭を後ろに傾げるか仰向けになり、枕等を肩の下にあてて頭が後ろに傾くようにする。
- ④ 容器の先をほんの少し鼻の中に入れ、他方の鼻孔を押さえて、息を吸いはじめる と同時に容器を強めに押す。このとき、容器の先が鼻の内側に触れないように注意する。